



11月15日提出！ 東地申第17号

東地申第003号「2024年度営業関係施策（その2）【北千住駅】」に関わる追加申し入れ

9月27日、東地申第3号「2024年度営業関係施策(その2)
【北千住駅】」団体交渉が開催されましたが…

東地申第3号団体交渉の内容は、
こちらをご覧ください⇒



3. 「2021年度営業関係施策について(北千住駅)」実施にあたり、どれだけの設備費用を投じたのか明らかにすること。
【回答】施策の実施にあたっては、必要な設備の整備は行ってきたところである。

求めていることに対する回答ではない！

また、議論の中においても…

契約に関わるので回答は差し控えさせていただきます。

明確な費用をお答えすることはできません。

回答書の文言を、そのように修正するよう求めるも…

口頭では一部回答を示している。

修正回答せず！

回答書に記載した回答で充分である。

団体交渉は、これまでの労使議論の経過により、**回答書に示された内容から議論を深めていくもの**である！しかし、

第3項の会社回答は、文章と口頭での回答が異なり、**議論を深める以前の問題**だ！

必要な資料もなく、理由も不明確なまま、回答出来ないとするのは**「誠実交渉義務違反」**だ！

さらに！

今回の施策の主管である「モビリティ・サービスユニット」からの出席者が最終的な回答を行うべきであるところ、**回答できず、人事ユニットや勤労ユニットが回答し議論を進めた！**

『会社として責任を持ち組合員・社員の不安を解消し、より良い施策にすること』を

放棄していると言わざるを得ない！

<申し入れ内容>

1. 東地申第003号交渉において主管部である「モビリティサービスユニット」の出席者が明確な回答が出来なかったことは誠実交渉義務違反であることから、今後の団体交渉においては責任ある回答ができる会社側出席者を出席させること。
2. 「2021年度営業関係施策について(北千住駅)」実施にあたり、改良工事の予算建ての費用と設備投資を行った項目について全て明らかにすること。また、その項目毎に示すことができる費用を明らかにするとともに、示すことができない項目毎に理由を具体的に明らかにすること。

労働組合として『施策に関わる労使議論』に対する会社の姿勢を到底認めることはできない！

現場で苦勞する組合員の負託に応える為**に施策を進める議論を行うため**追加申し入れを行いました！信義誠実の原則に基づき真摯な議論と回答を求めます！